

附属機関等の概要

附属機関等の名称	福山市しんいち歴史民俗博物館協議会
設置根拠	福山市しんいち歴史民俗博物館条例
設置目的	博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。
設置年月日	2003年(平成15年)2月3日
委員数	10人以内
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
非公開とする根拠 又は理由	
庶務担当課	文化振興課 TEL(084)928-1117
備考	協議内容によっては、福山市情報公開条例第6条第1項第5号において、非公開となる場合があります。